

乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況の把握

乳児健康診査について、休日健診の推進等により、受診率のさらなる向上を図るとともに、生後4か月に達するまでに新生児訪問や乳児健診のいづれにも接触のなかった全乳児の状況を把握するため、訪問調査を実施するなどの対策を全市町村で実施する。

▶ 厚生労働省

全市町村で実施

育児支援家庭訪問事業の推進

訪問による養育困難家庭を支援する取組を推進するため、全市町村での実施を目指す。

▶ 厚生労働省

児童相談所の夜間対応等の体制整備

夜間休日における連絡や相談対応の確保、中核市規模の人口を有する市での設置の促進、分室・支所の活用による市町村支援体制の確保等を図る。

▶ 厚生労働省

全都道府県・指定都市で実施

虐待対応のための協力医療機関の充実

児童虐待に対する医療的ケアの重要性にかんがみ、地域の医療機関との協力、連携体制の充実を図る。

▶ 厚生労働省

全都道府県・指定都市で実施

個別対応できる一時保護所の環境改善

虐待を受けた子どもと非行児童との混合処遇の状況を改善することや非行児童に個別対応できる居室等の改善を行う。

▶ 厚生労働省

全都道府県・指定都市で実施

児童家庭支援センターの整備

地域に密着した虐待、非行などの相談・支援を行うセンターを整備する。

▶ 厚生労働省

平成16年度 平成21年度
51か所 → 100か所
(都道府県に2か所、指定都市に1か所程度設置)

情緒障害児短期治療施設の整備

軽度の情緒障害を有する子どもの治療体制を整備するため、情緒障害児短期治療施設の全都道府県での設置を目指す。

▶ 厚生労働省

施設の小規模化の推進

虐待を受けた児童等に対して、家庭的な環境の中で養護を実施する小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の整備を着実に進める。

▶ 厚生労働省

平成16年度 平成21年度
299か所 → 845か所
(児童養護施設等において1施設あたり1か所程度で小規模ケアを実施)

里親の拡充

専門里親、親族里親の活用のほか、里親研修や里親養育相談の実施、里親の休息のために一時的に委託児童を児童養護施設等に預かるレスパイト・ケアの実施など、里親に対する支援を充実することで、里親への委託児童数の増加を図る。

▶ 厚生労働省

児童養護施設、乳児院、里親に措置された児童のうち里親への委託率
8.1% (15年度) → 15%
専門里親登録者総数
146人 (15年度) → 500人